

# 平成 20 年度第 4 回北海道入札監視委員会 開催結果

## (委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 平成 20 年度入札契約執行状況 (平成 20 年 12 月末)
  - (2) 談合情報への対応状況
  - (3) その他報告事項
- 3 議事
  - (1) 再苦情の処理について
  - (2) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正について
- 4 審議  
抽出審議
- 5 閉 会

## 平成20年度 第4回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員	浅水 正
委員	白石 悟
委員	肥前 洋一
委員	森川 潤一
委員	山本 千雅子

### 関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	事業調整課長	近藤 司
	主幹	月田 晃行
	主査	富岡 尊志
水産林務部総務課	主幹	伊東 政美
"	主査	高橋 欣也
建設部建設管理局建設情報課	建設情報課長	篠崎 信馬
"	参事	橋田 欣一
"	主幹	山田 宏治
"	主幹	吉野 敏美
建設部建築局計画管理課	主幹	山崎 雄二
"	主査	木村 剛
"	主査	中村 廣行
"	主査	小野 秀樹
"	主査	小見 研一
"	主任	吉田 典広
"	主任	島 伸幸
出納局総務課	主幹	梅木 克也
"	主査	吉田 正昭
"	主任	阿保 恵一
企業局総務課	主幹	樋渡 敏明
"	主査	滝谷 博之
企業局工業用水課	参事	村上 聖志
"	主査	葛西 芳光

### 事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局行政改革課	参事	佐藤 嘉大
"	主幹	柵木 勝彦
"	主査	中村 宣隆

# 平成20年度第4回北海道入札監視委員会議事録

## 1 開会

(事務局)

それでは只今から、平成20年度第4回目北海道入札監視委員会を開催します。

早速、会議を始めさせていただきます。

これからの司会進行は委員長にお願いしたいと思います。浅水委員長よろしくお願い致します。

## 2 報告事項

### (1) 平成20年度入札契約執行状況(平成20年12月末)

(委員長)

それでは会議次第に従って進めていきたいと思えます。まず始めに、報告事項の(1)の「平成20年度入札契約執行状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料をご覧頂きたいと思えます。今回は平成20年12月末で集計しています。まず「一般競争入札の実施状況」についてだが、一般競争入札の実施比率の数字は、基本的には前回報告したものとほとんど変わっておりません。

2の「発注部門別落札率の状況」についてだが、これも率は前回報告したものとほとんど同様。委託についても同様だが、「その他」の部門の入札件数は27件と全体の数からするとあまり多くないので、参考程度にご覧いただきたい。

次に3の「入札方式別落札率」についてだが、「簡易公募型」が前回報告から1件増えている。これは春先に入札執行済みの、工事発注が最近終了した、設計・施工を一体的に行う案件でございます。数字は前回報告したものとほとんど変わっていません。

3ページ目では、発注部門別の入札・契約実績を、一般競争入札と指名競争入札に分けて整理している。4ページ目は、これを発注機関毎に細分したものだが、帯広土現での落札率が前回の報告より更に下がっている傾向が出ている。

6ページは発注機関毎の一般競争入札の状況だが、一般競争入札による発注率が前回の報告よりも6%低下している。以上でございます。

(委員長)

これについて何かご質問はありませんか。

(委員)

以前もお伺いしたと思うが、予定価格については、人によって計算結果が変わりうるものなのか。それとも誰が計算しても同じ価格しか出てこないものなのか。

(建設部)

発注者が計算する際には、設計基準が定められており、また設計単価も決められた中で算出するので、金額が職員によって異なるというものではありません。

(委員)

ある工事に、どういう資材をどれだけ使うか、あるいは資材の単価も全部決まっている

という訳ですね。そうすると、予定価格がどこかに地域で高くなる、あるいは低くなることは無いのではないかと。

(建設部)

地域単価を設けていることで、予定価格に若干地域差が出るが、それほど大きいものではない。10土現毎にそれぞれ地域単価を定め、例えば島の場合には、ガソリンや燃料代は高いというかたちになる。

(委員)

資料4ページの制限付き一般競争入札の落札率だが、稚内95.2%、帯広86.0%の差は、予定価格の地域の差、例えば賃金の単価の差などが効いてこういう差が生じているものなのか、それとも落札金額という分子にその要因があると見るべきものなのか。

(建設部)

(予定価格という)分母の方はどこ(の土現)でもほぼ同じになるので、あくまで競争入札の結果だと考えている。

(委員)

落札価格に地域によるバラツキが相当出ているという訳ですね。ではその理由は何が考えられるか。例えば稚内では入札参加者が特に少なかったということはないか。

(建設部)

道議会でも(道の)落札率についての議論がされている。私どもとしては、それは業者が入れる入札価格について、それぞれの業者が技術力、請け負っている工事の量、資材の調達等々を考慮し、最適な価格で入札した結果であると受け止めている。

(委員)

「結果」とおっしゃるのは、たまたまということか。

(建設部)

否。

(委員)

競争原理が働いている状況の中で入札を行っても、結果としてこうなったということか。

(建設部)

然り。

(委員)

発注機関による落札率の差というのは本来なら出るものではないと思っていたが、平成19年度の5千何百件のデータを集計してみても、地域間での落札率の差に有意性が見られた。ですから、「たまたま」ではなく、例えば稚内土現での落札率を高止まりさせている要因、帯広土現での落札率を低くさせている要因を考えるべきだと思う。その要因としては何が考えられるか。

(建設部)

我々、発注者としては、業者が適正な価格で入札した結果によるものと捉えている。我々も(落札率に)地域差が生じていることは承知しているが、何故、地域差が出ているのかは、分析、解明していない。

(委員)

例えば、稚内土現と帯広土現で入札参加業者の数にかなり差があるということはないか。

(建設部)

実際に入札に参加する業者数には、それ程の差はないと思う。

(委員)

じゃ他の要因が考えられるという訳ですね。その一つとして談合ということも否定しきれないのでは。

毎回、委員会でこうした落札率の結果だけを見せられても、何が原因でこうした落札率になっているのかがつかめない。私も要因を分析してみたいので、それに足り得る詳細なデータを提供いただけないか。

(委員)

5ページの「委託」案件に関しては、地域による落札率の差はほとんどみられない。これは、案件の発注先が全道エリアに及ぶ調査業務等で、地域的な要因が効きづらい性質のものとするべきか。逆に「工事」の案件は地域的なファクターが非常に大きく効き、それぞれの地域の管内の競争環境が落札率に反映され、競争環境が緩やかな地域では落札率が高く出ると見るべきか。そうであれば、発注先の地域要件を緩和すべし、というところに議論が帰着して行くように考えるが如何か。

地域要件については、当委員会でも議論をし、一部緩和がなされたところだが、もう少し地域要件を緩和してあげれば、地域間の競争環境の差は平準してくるように思うが、如何か。

(建設部)

委託業務と工事との落札率の差の分析は未だ行っていない。ただ、道で発注している委託業務は、コンサルタント業務というより測量業務がメインである。そういった意味では委託と工事との間に地域差はあまり相違が無いかと思う。

(委員)

落札率に地域差が出て、高い落札率になっている地域がある状態を、道として好ましくないと考えるのか、それともおっしゃる通り、それは「入札の結果」なのだから仕方がないと捉えているのか、道はどちらのスタンスなのか。

道が仕方無いと放置する姿勢ならば、入札監視委員会委員だけが頑張って「落札率の高い地域を下げろ」と言っても議論しても、あまり意味が無いような気がするが如何か。

(建設部)

先程来、申し上げているように、落札結果は予定価格の範囲内で落札したのであれば、それは入札の結果ということになる。

(委員)

じゃ特に何かを改善するおつもりは無いということか。

(建設部)

お示ししている落札率は、あくまで平均の率なので、目に見えてきていない部分もあるかとは思いますが。特に、最近、最低制限価格を割る入札も発生しているので、我々としては、低入札への対応等が必要と考えているところであります。

(委員)

そうすると、落札率が高いものへの対応としては、何か事情を聴くなり、調査をするなりということとは、特に何もしていないということか。

(建設部)

落札率の地域による差については、あくまでも入札に参加した企業が適切な見積をした結果であると受け止めております。

(委員)

おっしゃる通りに、企業が適切な見積をし、それで地域と地域との間で業者に差がなければ、全道何処でもほぼ同じ落札率が出てくる筈じゃないか。

でも、実際はそうになっていないのだから、稚内土現管内の業者には、例えば価格を下げる技術力を持っていないのかもしれないといったように、他の要因を何故探ろうとしないのか。

(建設部)

・・・。

(委員)

稚内土現での95.2%の落札率が、おっしゃる通りに適切な見積の結果だとすると、これだけ帯広土現と差が付くのは、やはり技術力に差があるなどとするのが自然だと思わないか。

(建設部)

・・・。一般土木に限定して申し上げると、あくまでも入札はA、B、C、Dという4クラス毎に、それぞれ企業の技術力、経営力に見合ったかたちの中で入札に参加してくるので、基本的には技術力の差ではないと思う。

(委員)

こうして道側に要因を探ろうとする気持ちがないまま、毎回同じ議論を繰り返すのは、いかななものかという感じがしている。それじゃ、要因分析を行おうにも、道はデータを収集しようとしなくてであろうし、入札監視委員会にもデータが上がってこない。

次回以降の委員会において、何故高い落札率になっているのかの要因を考えるのに資するデータを入札監視委員会へ是非提供していただきたい。要望します。

(事務局)

入札が適正に行われているか否かを確認するため、様々な分析をすることは必要だと考えております。その分析の仕方の一つとして、発注機関毎に細かく分けて違いがあるかどうか、今、こうして見ていただいているところであります。その前は指名競争と一般競争で違いがあるか、さらには簡易公募を入れるとどうなったか等、入札方式別に分析してみようということで、これまでやってきた。

それらの結果、一般競争が一番よいのであろうということで、今は一般競争入札に変えてやっているところです。一般競争に変更したので、じゃ次は、発注機関毎に分けて落札率を見てみようと思いを集計をし、このように発注機関で差が出ることをつかんだのです。然らば今度は、落札率が高いのは何故なのか。それは制度的なものに起因するのか、あるいは地域的なものから来るものなのか、いろいろ分析をすることは当然必要だと思っております。

現在は、工事の全案件を一般競争入札で行うことに変えたばかりですので、例えば新年度の工事分からのデータの取り方等も含め、委員会の場で色々な角度から議論いただけるよう、工夫させていただきたいと思っております。

(委員長)

それでは、そのようによろしく申し上げます。

(委員)

私が平成19年度の5千何百件のデータを統計的に分析してみてわかったことを申し添えさせていただく。発注機関毎に落札率にバラツキがあることは確からしい。あと「多様な入札方式」は指名競争入札に比べて落札率を押し下げる効果がみられた。随意契約は指名競争入札より更に高い落札率になることが確からしい。ということ。

(委員)

予定価格自体は現在、従前に比べると下がってきているように感じている。例えば、従前は予定価格100で落札率が95%といった場合、今は予定価格が90まで下がってきており落札率が90%といったように。そうすると、企業サイドはその分は随分取り分が減る訳であり、その辺も考慮した分析ができないかという気もする。

(建設部)

建設工事に関するコスト縮減の流れの中で、ここ数年かなり縮減してきており、結果として今、建設業界の利益率は大きく落ち込んでいる実態でございます。

(委員長)

それじゃあ、この件については、各委員の意見を参考にして、次回以降の委員会に報告をお願いします。

## (2) 談合情報への対応状況

(委員長)

では、次の(2)の「談合情報への対応状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回の委員会からさらに1件、談合情報の処理が終わっているので、報告申し上げます。旭川土現所管の委託業務で、指名競争入札の案件である。情報のあった業者が入札参加予定者だったため、調査を実施したが、談合の事実は確認できなかった。談合情報対応手続に則り、7業者を追加して入札に付した結果、情報のあった業者とは異なる者が落札したというもの。以上でございます。

(委員長)

これについて、何かご質問ありませんか。

## (3) その他報告事項

(委員長)

無いようですので、次に(3)「その他の報告事項」に移ります。

前回、道の方から、特定JVの活用方策、指名停止業者の入札参加、停止期間の短縮等に関する対応方策を説明いただきました。

その後、道の方で検討が深められていると思いますので、改善に向けての現時点での状況等について、説明をお願いします。

(建設部)

それでは、入札監視委員会からご指摘のあった入札制度の改善や指名停止事務処理要領

の運用に関する対応状況等について、前回の委員会で報告しましたが、その後措置した具体的な対応について報告申し上げます。

まず始めに、特定JVの活用について、「建設工事共同企業体運用基準に規定する入札参加資格を遵守し、地域要件等の資格要件は設定しないこと。」、「対象工事等の具体的基準等について、全庁統一的な指針を策定し厳格な運用に努めること」とのご指摘についてだが、「建設工事共同企業体運用基準」の遵守を平成21年1月30日付けで発注3部長名により全庁に文書で通知したところであり、また、特定JVの対象工事については、予定価格が3億円以上の大規模工事に限定して活用する旨、「建設工事共同企業体運用基準」を改正することとし、4月1日の施行に向けて、只今改正作業を進めているところがあります。

次に、単体企業との混合入札に関して、「共同企業体を活用する工事入札において、単体企業との混合入札を原則とするよう必要な規定等の整備を行うこと。」とのご指摘についてだが、これについても特定JVを活用する工事については、原則混合入札とすることを先程ご説明した文書の中で全庁に通知したところがあります。

次に、JVの結成回数に関し、「共同企業体の結成は、資格の種類ごとに各発注機関1回に限定すること。」、「『一の企業が共同企業体と単体企業との同時登録することを認めない』とする国の適正化方針に則した取扱いについて引き続き検討すること。」とのご指摘についてだが、先ず経常JVの結成回数については、これまで企業合併を促進する観点から各部において結成回数の特例を設けてきたところだが、これらの特例は平成20年度末をもって全て廃止し、平成21年度からは「建設工事共同企業体運用基準」で定める通り、経常JVの結成回数は資格の種類毎に各発注機関1回とする旨、2月10日付けで全庁に通知したところがあります。なお、単体企業との同時登録については、議会議論も踏まえ、中小建設業者の受注機会の確保及び経営力や施工力の強化などの観点から、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」において当面認めることとしているが、指摘を踏まえ引き続き検討してまいりたいと考えております。

(出納局)

入札手続きの透明化について、先ずは「意思決定の過程や作成資料等の統一化」だが、前回の委員会でご説明した通り、競争入札又は随意契約について起案決定するときに、入札参加資格を定める理由等を明確にすること、その理由を記載する様式等の統一を図ることを目的とした取扱いを定めることとしております。現在、関係部と協議しながら入札・契約等に関しての理由等を明らかにすべき項目を整理しているところであり、21年度中のできるだけ早い時期に共通的な取扱いが定められるよう作業を進めている。

次に「指名選考委員会等の支庁内一本化」についてだが、支庁制度改革等の組織の改編の状況も見ながら、検討を進めてまいりますが、支庁内一本化までの当面の措置として、支庁部会あるいは土現部会の指名選考委員会委員の相互参入を検討している他、支庁部会あるいは土現部会での審議の一部交換等いくつかの案を考え、現在、これらの案に対して各部、各支庁から意見を集約しているところであり、今後、関係部と協議を行い、今年度末までにどのような方法が実施可能か結論を出し、平成21年度のできるだけ早い時期から実施して参りたいと考えております。

(建設部)



次に、地域要件の設定に関して、「大規模な工事においては、より適正な競争を確保するため、現状『支庁管内』『土木現業所管内』としているが、入札参加資格は『隣接支庁管内』『隣接土木現業所管内』等に緩和すべきである。」とのご指摘についてだが、地域要件の設定に当たっては、「制限付一般競争入札実施要領の運用」要領4関係の3の規定により、予定価格が5億円未満工事にあつては、「契約の適正な履行及び競争性を確保できる範囲において、支庁管内等とする地域要件を設定できる」としているが、特定JVの地域要件との整合性も図り、対象金額を平成21年度から3億円未満の工事として、「制限付一般競争入札実施要領の運用」の改正作業を進めているところであります。

次に、指名停止業者の入札参加に関し、「『競争入札参加資格者指名停止事務処理要領』等の具体的な見直し。」についてだが、去る1月22日に副知事を委員長とする競争入札参加者資格審査委員会において、事務処理要領の第5の条文から一般競争入札に関する記述を削除することとし、2月12日付けで要領の改正を行ったところであります。

最後に、指名停止期間の短縮に関し、「『資格者について情状酌量すべき特別の事由』に係る対応方策。」についてだが、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の運用」第2関係第1項3の「資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、運用に定める期間未満の指名停止の期間を定めることができる」の条文全文を削除することを、先程と同様1月22日の審査委員会において決定し、2月12日付けで運用の改正を行ったところであります。

以上が前回の委員会においてご指摘を受けた事項に対する対応状況でございます。

(委員長)

これについて、ご意見、ご質問はありませんか。

(委員長)

無いようですので、今回示された対応方策に沿って、しっかり取り組んで下さるよう、お願い致します。

### 3 議 事

#### (1) 再苦情の処理について

(委員長)

それでは、議事に入ります。

先ず、本日の議事の1つ目は、前回の委員会で審議致しました入札参加排除となった業者からの再苦情処理のその後の道における措置状況についてです。

これについては、当委員会としては、昨年12月26日、入札参加排除の措置を解除すべきとする再苦情に関する意見を、知事に提出しました。また、契約解除の原因となる錯誤を事前に発見できなかった入札参加資格審査方法の改善や、今回の措置に関わる手続きの改善についても、当委員会として指摘をしたところであります。

それでは、農政部及び建設部から、再苦情の処理と審査方法の改善等について、それぞれ説明をお願いします。

(農政部)

先ず、入札参加排除の措置の解除ということで、入札監視委員会から「申立人からの申し出で当該工事の入札参加資格を認めたことに起因する」ということで指摘を受け、「平成

20年10月16日に発した入札参加排除の措置は解除するのが妥当」との委員会ご意見を踏まえ、1月14日付けで入札参加排除措置の解除を行う旨、申立人に回答しました。それについては2ページに回答書を添付している。「知事が講じようとする措置の概要」で「契約解除条項の変更等所要の措置を講じ入札参加排除措置の解除を行います」と記述して、平成21年1月14日付けで草間建設工業に発送しております。

その後、檜山支庁長が契約解除の事由の変更及び違約金の返還手続きを行ったことから、競争入札参加資格関係事務処理要綱第7の1及び第8の第1項第2号に該当しなくなったため、平成21年1月22日に開催した競争入札資格審査委員会において入札参加排除措置を取り消すことを決定し、1月23日付けで当該措置の取り消しを行ったところであります。これについては、3ページ、「競争入札参加資格消滅取消通知書」ということで、平成21年1月23日付けで草間建設工業に参加資格の消滅を取り消す旨を通知しております。

次に、資格審査、苦情処理等に関する制度改善ということで、「現行の資格審査に関する制度及び運用の改善を行うこと」ということの指摘を受け、それに対し、契約締結に必要な事項については、確認を徹底し、再発防止に努める。また、技術者の配置に特に要件を付する場合には、入札参加資格申請時に技術者に関するより適正な確認・審査が行えるよう運用を改正し、農政部から各支庁へ周知徹底するというので、措置を講じたいと思います。

(建設部)

次に、「『競争入札参加者審査委員会』の運営に関して、議事録を公開し、透明性を高める等の改善を早急に図るべき。」旨のご指摘についてであります。資格審査委員会における事実の具体的内容の確認や意見などの審議内容を、現在ホームページで公表している指名停止等の事案の記載内容に反映させ、その透明性の確保を図ることと致します。

また、「苦情処理に関し、関係する複数の部の関係者で、公平・公正に意思決定がなされるよう、制度及び運用を改善すべき」旨のご指摘についてであります。苦情申立に関する現行の制度では、案件に係る審査担当部において回答することとなっているが、ご指摘もふまえ、関係部からなる委員会等で検討するなど、より公平・公正な手続きについて早急に検討致します。以上でございます。

(委員長)

只今の説明によりますと、「入札参加排除の措置の解除」については、当委員会の意見に沿って、本年1月に措置の取消がなされました。

また、「資格審査、苦情処理等に関する制度の改善」に関して、「制度、運用の改善」については「適正な確認・審査が行えるよう運用を改正する」との考えが示されました。

「議事録の公開を含めた資格審査委員会の運営の改善」については、何らかの形で情報の公開を進め、「透明性の確保を図る」との考えが示されました。

さらに、「苦情処理に関する制度及び運用の改善」については「関係部で構成する委員会等での検討等、公平・公正な手続を早急に検討する」ことが明示されました。

只今の説明に関しまして、皆さん、ご意見、ご質問はありませんか。

(委員)

入札参加排除措置の解除をした後には、申立人との間の関係は一段落したのですか。申

立人から何か不満等を言われていることはありませんか。

(農政部)

(入札監視委員会から) 指摘を受けた後、檜山支庁、草間建設工業の当事者と会い、それぞれの言い分、相違点を聴き取りした。当事者同士でやるといろいろ問題が出るかもしれないので、私が中に入って聴いた。それで、お互いの誤解を解くよう努力をして、最終的には覚書を交わし、お互い納得した上で、今回の措置をとった。草間建設工業も最終的に納得し、その後、この点をどうこうする考えもないし、満足している旨の回答を得ております。

(委員)

競争入札参加資格審査委員会での審議の内容を、道のホームページの指名停止の記載内容に反映させると説明があったが、どのようなイメージのものになるのか。一言を添える程度のものなのか、それとも用紙一枚くらいの情報量、さらにもっと多いものとなるのか、イメージが掴めないで、現時点でお考えがあればお示し下さい。

(建設部)

現在行っている公表の内容は、指名停止の根拠条文と指名停止期間、程度のものだが、それを事案そのものの内容、その事案に対する道の措置の考え方等を明記したいと考えており、今後は指名停止等の理由等を道民に明らかにするかたちで公表してまいりたいと考えております。

(委員)

苦情申立に対する対応として、「公平、公正な手続について早急に検討する」とあるが、その検討結果は次回委員会に報告いただけるのか。

(建設部)

できるだけ次回の委員会でご報告できるように努めて参りたい。

(委員長)

この件に関しては、一定程度、議論が尽くされたようなので、議論はこの程度に止めたいと思います。

今回道から示された対応方策は、具体的な部分は今後詰めていっていただきたいと考えますが、私としては一定程度、評価できるのではないかと思います。各委員から指摘された事項を踏まえて、事務手続き等の改善に取り組んで下さるようお願いいたします。

私から特に申し上げたいのは、この資格審査委員会は、この再苦情に至った案件の処理に関してだけでなく、2回目の委員会で議論したように、指名停止業者の入札参加や指名停止期間の半減についても判断を担った委員会でありました。これまでの議論を通じて感じたことを言えば、担当部が決めたことについては、他の部は関与しないというような、各部の決定を追認するのみの委員会になっているのではないかとということでもあります。それでは、本来働くべき筈の相互牽制作用が機能しないということでもありますので、是非、これを機会に実効ある見直しを行っていただきたいということでもあります。

本日説明のあった改善策については、次回以降極力早く、委員会で具体的に説明をお願いします。

## (2) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正について

(委員長)

それでは次の議事2に移ります。

北海道入札監視委員会設置要綱の改正について、事務局から説明してください。

(事務局)

北海道入札監視委員会設置要綱の改正について、ご説明申し上げます。1ページ目の「入札監視委員会の機能強化について」をご覧ください。道では、昨年度に策定した「入札・契約制度の適正化に係る取組方針」に沿いまして、これまでも諸般の取組を進めてきていくところではありますが、国の官製談合事件や札幌市の入札談合等が、大きな問題となっております。こうした中、当委員会には大変なご尽力をいただきながら、入札契約制度改革の着実な推進を図っておるところでございます。

ですが、道民からは依然として「公平、公正で透明な入札・契約」に対する感心は高いものがございまして、さらには、昨年12月からですが道の工事の全入札案件について、予定価格の公表をこれまでの事前公表制から事後公表制に変更しました。このことも勘案し、調査、提言機能をはじめとする委員会機能のさらなる強化が必要と考えまして、新年度より委員を1名増員しようとするものでございます。

これに伴いまして、2ページ目の「入札監視委員会設置要綱」第3の1で定めてございます委員数の規定を、5名から6名に変更しようとするものでございます。なお、委員の人選については現在検討中ですが、できるだけ幅広い分野から委員会が構成されるのが望ましいのではないかと考えておるところでございます。

次に7ページ目ですが、委員会運営等の事務的な手続きに関する諸規定として、「北海道入札監視委員会事務処理要領」を定めているものですが、今回、所要の改正を行おうとするものでございます。1点目は8ページ目の再苦情の処理の関係についてであります。再苦情の審議につきましては、入札監視委員会設置要綱の第2で当委員会の「所掌事務」としているところではありますが、この事務処理要領ではそれが明確になっていなかったため、今回、第10の2項として必要な規定を新たに追加しようとするものでございます。それから2点目は、入札監視委員会に報告する様式についてでございます。一般競争入札への転換、電子入札の拡大に対応するよう、今回修正を加えたものでございます。以上でございます。

(委員長)

只今、事務局より説明のありました要綱及び要領の改正について、ご意見、ご質問はありませんか。

(委員長)

特段、無いようですので、この件につきましては、事務局の案のとおり改正し、改正したものを各委員に報告してください。よろしくお願ひします。

(委員長)

それでは抽出審議を行います。山本委員の抽出に係る案件ですが、5分間休息致します。事務局の方で準備をお願いします。

## 4 審 議

### 抽出審議

(事務局)

今回の抽出案件は、建設部建築局計画管理課の工事3件と企業局の工事4件でございます。まず、建設部の案件から審議をお願い致します。

(委員長)

それでは、紋別市の道営住宅の建築工事の案件からお願い致します。

(建設部)

建築局では、知事部局、教育局など道の全ての建築工事について、依頼を受けて実施しております。建築局における一般競争入札の取扱いについて、年度当初に定め、それにより、対象業者や地域要件などを定め、公告、入札を行っております。

紋別市道営住宅新築工事（であえーる幸団地1）について説明致します。概要書、平面図、入札結果等が付いていますが、この工事は、道営住宅の新築工事、鉄筋コンクリート5階建、戸数は19戸です。建築面積が428.22㎡、延床面積が1,733.8㎡で、型別供給の道営住宅で、2DKが4戸、2LDK（支援住宅）が10戸、そして2LDK（一般住宅）が5戸。その他、集会場やエレベーター、物置などを造りまして、工期は平成20年7月3日から平成21年9月7日までの14箇月です。

参加資格は、網走支庁管内に主たる営業所を有する単体又は経常JVで、建築のA等級、さらに類似工事の施工実績として、過去10年間に国、地方公共団体等が発注した工事を元請けとして、非木造の3階建以上でかつ1,500㎡以上の新築又は改築工事を実施した経験を有すること。請負金額がA等級の発注標準である1億3千万円以上としました。以上を入札参加の要件としました。

入札参加資格の審査状況ですが、入札参加希望業者は8者で、8者全てが参加資格を有するものでした。

入札の結果については、入札の執行回数が2回、予定価格2億8,040万2,500円に対し、契約金額が2億7,594万円で落札率は98.4%となっております。

(委員長)

只今の案件について、意見・質問はありませんか。

(委員)

入札をなぜ2回行ったのか。

(建設部)

第1回目の入札では、全ての業者が予定価格以上でしたので、再度入札を行いました。

予定価格は消費税込ですが、入札価格は税抜で表記されております。

(委員)

「入札（見積合わせ）結果一覧表（閲覧用）」の「入札書比較価格」を見ると良いのか。

(建設部)

然り。（予定価格は）2億6,705万円と比較することになります。

(委員)

1回目で不落となるケースは、最近ではどのくらいあったのか。

(建設部)

最近では1、2件だったと思います。その程度です。

(委員)

不落になるケースは少ないというわけか。率としては低いということか。

(建設部)

実態としては少なく、件数で言えば270～280件の内の1～2件程度です。

(委員)

予定価格は事後公表にしたとのことだが、事前、事後はどのように選択したのか。

(建設部)

事後公表は試行でスタートしており、工種によって違いますが、建築工事の場合は予定価格が2億円以上のものを対象としております。それでこの工事は事後公表としました。

(委員)

事前に予定価格が判っている場合、予定価格から若干下げた金額で応札すると思うが、事後だと判らないので、予定価格を越える入札や、あるいは今回のように100%に近い、98.4%といった落札率が出現してもおかしくないと思う。実際に入札をやっていて、事前と事後とはどちらの方が望ましいと思うか。同じものでもより安く買えるのは、どちらの方式と感じているか。

(建設部)

一概には言えないが、低い落札率で安く発注できるのは、ある面いいことですが、発注者側としては品質の確保の面で懸念するところがありまして、先ほど話があったように、最近では建設コストの縮減ということで、(建設業界は)かなり厳しい状況にあります。

業者が適切な見積りを行って、入札に望んで頂ければ、(私どもとしては)事前でも、事後でも構わないという感じがしております。

(委員)

今後、(道の入札は)事後公表にしていくわけだが、全く同じものを買おうとする際に、事前か事後かどちらで入札をすることが望ましいのだろうか。というのも、事後の場合、こちら買い手側がどこまで払っていいかの手の内を見せない、教えないということで望ましい気がするが、一方で今回のように高い落札率が出てきたり、落札率がばらつく場合が出る感じがする。その点、実際に入札に関わっている方はどちらでも構わないのか。また、業者はどちらを望んでいるのか。

(建設部)

我々としては、最近はいろいろ情報公開しており、業者の方もかなり積算能力が高くなっており、事前、事後にかかわらず、業者の方もかなり承知しているところもあると思いますので、適正な価格を持って入札に参加して頂ければ、(どちらでも構わない)と考えております。

最近では、コスト縮減で北海道はかなり厳しい単価も入れております。建築工事においては下請けの面で土木工事とは違った面も持っており、ほとんどを下請工事に出しており、競争で安くなり、良いものを造ってくれるというのは当然のことですが、それで下請けにしわ寄せがいつては困るということで、下請けに現金で支払うとか、手形も90日以内とするとか、日々ケアはしているんですが、若干懸念するところもありますので、きちんとした積算をして、適正に入札に参加して頂くのが良いと考えております。

(委員)

どちらでもいいということか。

(建設部)

情報公開もしておりますし、入札結果ももちろん出ておりますし。

今回の道営住宅などは、殆ど標準プラン的な仕事になります。多少設備の違いはありますが、情報公開の中で一定程度積算ができるだろうと思います。業者の方も積算能力が高くなってきていると思いますし。

(委員)

そうであれば、敢えて事後公表にしていく積極的な理由は無いということか。

(事務局)

否。事前公表は先に値段が判っておりますので、業者に積算の機会や動機を失わせることにつながります。予定価格を公表しない事後公表の場合、自分で積算して、工事の内容を把握した上で値段を決めなければならない。「良い品質の物を造ってもらう」観点から、業者が自ら適正と考えた価格で入札する事後公表制の方が望ましいのではないかと思う。工事の内容をきちんと把握しないまま単純に、例えば予定価格に95%を掛けて応札することだって可能なのだから。

(委員)

今まではそういったケースはあったのか。

(事務局)

実際のケースとしてあったかどうかは判らないが、理論的にはそういったことが起こり得ることが考えられるかと思う。

(事務局)

道発注の工事案件は、昨年12月1日から全て事後公表に変えることを決定しております。試行の結果、特段問題が発生していないということで、事後公表に切り替えたのです。

予定価格は、もともとは事後公表となっており、国も事後公表を指導している。それを事前公表にしたのは、予定価格を先に出してしまえば、予定価格に関して業者から行政側への働きかけの不安が無くなるだろうということで始めたのです。

道の工事の一部を事後公表で試行としてやってみて、これまで癒着等特段の問題もなかった、それに入札方法も一般競争入札に変えたので、もともとのかたちの事後公表に戻そうということで戻したのです。

予定価格の事後公表制の導入は、年末から今年の初めまででも、全国紙で色々取り上げられ、道内の新聞でも記事にもなっております。

ただ、今後は、官と業との癒着等はきっちりチェックをしていかなければならない。そのためにも、先ほど承認して頂いた入札監視委員会のメンバーを増やす必要がある。それから、昨年現地調査で明らかになって、是正した事項もあるように、現地調査を増やしてチェックをしていくことも必要である。

事後公表することによって考えられるデメリットは、委員会の監視機能を強化することで対応することとしたいが、メリットとしては、発注者側の安心感が挙げられる。工事を取りたいから、積算もせず9掛けで入札すれば取れるかもしれない等と、業者側も単純に額を決められるということにはならない訳で、発注者側として品質確保の面から、より良いものが手に入ることに繋がっていくのではないかと思う。

委員ご質問の落札率の動きについては、今後、データを見ていく必要があると思う。一

定程度データを取りながら調べていかなければ判らないと思います。事後公表にしたこと  
によって、仮に落札率が上がったというようなことになれば、その原因を探っていかなければ  
ならないと考えているところでありませう。

(委 員)

今は事前公表が多いのか。

(事務局)

全国的には事後に移行しつつある印象です。

(委 員)

事後公表にして問題が生じている県はないのか。

(事務局)

もともと事後公表でやっていたが、官製談合があつて事前公表にし、それを今、元に戻  
しつつある状況にあるということです。具体の全国的な状況は把握できておりませうが、

(委 員)

新築工事の場合、道職員が図面を引き、設計する等、全て道の中で作業が完結している  
ものなのか。あるいは、道が案を作つて、一部、図面の作成や予定価格につながる積算を  
外部にやらせたり、民間の意見を採り上げてランドデザインを作成させたりしているも  
のなのか。

(建設部)

設計に当たっては、基本設計や実施設計など設計事務所に委託業務として出している業  
務もありますが、その成果品を基に、数量を現場に合わせたり、単価を道単価に置き換え  
たりしておりますので、その部分(積算)を外部に出していることはありません。ただ、  
道の単価にない特殊なものについては、業者から見積りを取つて見積単価とするものはあ  
りますが、何千点もある資材のうちの1、2点です。従つて、設計は、道職員が全てをや  
っているということになります。

(委 員)

例えば、図面は道職員が起こしているのか。

(建設部)

図面は業者に起こしてもらいます。あまり事例はないのですが、それを現場に合わせて  
(道で)修正したりします。

ただ、設計事務所がプランニングを全く知らないかといえは、業務を委託しているので、  
知ることはあります。

(委 員)

業務を委託する際、設計事務所に守秘義務をきちんと課して、外部に漏れないように防  
止策を講じているのか。

(事務局)

守秘義務の遵守については、契約約款に入っております。

(委 員)

それはペナルティー条項まで入れているのか。ただ(情報を)出すなというのではなく、  
出した者には、それなりのペナルティーがあるという、条項になっているのか。

(事務局)



手元に契約書がないので正確には申し上げられませんが、契約書の基本形には入っていたように記憶しております。

(委員)

「入札の公告」の「(1)単体企業の要件」が、共同企業体としての施工実績は代表者としての実績しか認めない表現になっているが、幅広く業者を募るという点から問題ないか。

(建設部)

単体企業として応募する場合、過去の共同企業体として施工した実績も認めていますが、その場合、共同企業体の代表者として施工した実績とするとしております。

これは、建築工事の場合、基礎から仕上げ工事まで多種の工種があり、下請業者もいろいろな業者が多く入ってくることから、総合的な施工管理というのが重要でありまして、共同企業体の代表者であれば、それを担うことが可能ということで条件を付けています。

(委員)

共同企業体の代表者として施工した場合とそうではない場合とでは、建築工事の経験としては相当違ってくるものなのか。

(建設部)

全ての現場を知っているわけではないが、建築工事の場合、多くは建築と土木と機械等それぞれ別の業者の施工となるが、(共同企業体の)代表者は施工管理の重要な部分、トータルの施工管理を担う。技術力には大きな差はないと思うが、施工管理面で経験(上のアドバンテージ)があるということで、単体で申し込む場合は、そういった実績(を有している者が望ましい)ということで、このような要件を付している。

(委員)

代表者でなくても良いとした場合は、入札に参加する業者は増えそうか。代表者という条件のために入札に参加できないという業者はないのか。

(建設部)

そんなに大きく違うとは思わないが、構成員でも良いということにすれば、増えないということはないと思います。

(委員)

代表者要件を緩めて構成員での施工実績を認めてくれ、等と業者から要望は出ていないのか。

(建設部)

この件に関しては、特段そういった要望は寄せられていない。

(委員)

入札保証金はどのような入札でも取っているのか。

(建設部)

類似工事の施工実績等に応じて免除する規定があり、ほとんどの場合、規定の適用を受け免除されているが、まれに取っている場合もある。

(委員)

落札できなければお金は返すことになるのか。

(建設部)

入札額に応じた額以上の入札保証金がなければ失格になる。

(事務局)

適正に入札が終われば返します。

(委員)

図面、仕様書等の閲覧は、この後（抽出審議を行う）の企業局では、企業局閲覧室で行っている。建築局の場合は「北海道建築指導センター」で閲覧するとなっているが、このセンターとはどのような財団法人なのか。

(建設部)

建設部建築指導課の所管団体ですが、承知している限りでは、北方型住宅、百年住宅などの認定や耐震、エレベーター関係の品質等に関する業務を担っている財団法人です。

(委員)

閲覧はコピーを取るようになるが、これも委託しているのか。

(建設部)

然り。

(委員)

非常に多くの業者が来て、道建設部では対応し切れないから、委託しているのか。

(建設部)

閲覧自体はスペースがあれば可能ですが、建築関係の図面は相当のボリュームがあり、道庁の中にスペースを確保して職員が常駐して対応すると経費がかかるので、費用対効果を考えて準委任として委託している。

図面などは貸出し出来れば良いのですが、百枚以上の図面を業者に貸すと戻らないと困りますし、業者では、積算のために大きな図面を複写したりする必要がある。

また、どうしても閲覧場所は札幌になるが、遠隔地の業者も閲覧に来なければならないので、閲覧だけではなく、その時々で必要な図面を送付したりする必要もあるので、センターに委託して対応しているのであります。

(委員)

入札プロセスの一部分に、道ではない財団法人が入っていることに問題はないのか。

(建設部)

十分実績を重ねてきている団体ですし、会員に設計事務所などの利害関係者もいないので、守秘義務も守られ、北海道の準委任事務も対応できる団体ということで、業界の育成もあるので、これまで1者特命随契で委託してきている。

今後は、いろいろ電子化を進めなければならないので、建築工事では百枚から百三十枚くらいの図面があるが、図面を電子化して業者にダウンロードしてもらうということも進めている。実際には、文字化けなどエラーが出ており、それらを整備しつつ費用対効果、業界の利便性なども考えながら検討を進めている。

(委員)

この業務は年間契約か。

(建設部)

然り。

(委員)

これで発注案件の図面、図書等を、業者の閲覧に供するという事か。

(建設部)

然り。

(委員)

入札の執行回数は原則2回までとなっているが、2回で決まらなかった場合はどうなるのか。

(建設部)

2回入札をして、(入札額と予定価格に)大きな乖離があれば、設計に問題がないか否か検証が必要になるので、入札執行者が判断して入札を中止する場合があります。また、金額の差がわずかな場合であって契約に至る可能性があるとして入札執行者が判断した場合、最低入札者から見積を取り、随意契約に移行することもある。ケースバイケースでの判断になります。

(委員)

入札を3回行うことはあるのか。

(建設部)

原則2回までとしており、余程のことがない限り3回行うことはない。(予定価格とほとんど)乖離がない場合、随意契約に移行することになる。

(委員長)

この案件については一定程度議論されたと思いますので、次の案件を説明願います。

(建設部)

2番目の案件ですが、紋別市道営住宅新築外構工事(であえーる幸団地)で、この工事は、先ほど説明しました新築工事の外構工事です。

工事の概要ですが、駐車場、歩道、緑地、児童遊園や地域の活動スペースの工事を発注しており、工期は、平成20年7月3日から平成21年9月7日間での14ヶ月の工事期間です。

応募に必要な資格としては、網走支庁管内に主たる営業所を有する単体または経常建設共同企業体で、一般土木C等級です。類似工事の施工実績としては、先ほどと同じように、過去10年間に国、地方公共団体等が発注した工事を元請けとして施工した実績を有すること、工事規模を2千万円以上の一般土木工事とする等の資格要件を定めました。

資格審査の状況ですが、参加希望は7者あり、審査の結果全て資格がありました。

入札の結果については、応札者7名で、予定価格3,054万4,500円に対して契約金額2,596万6,500円、落札率は85.01%となっています。

(委員長)

これについて、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

資格審査表の3番目の業者が「みなしC」となっているが、これはどういうことなのか。

(建設部)

企業合併の際の特例の取扱いで、合併によりB等級に格付けされましたが、合併後もB等級の外、合併前のC等級とみなすというものです。

(委員)

先ほど審議した建築工事と一括して発注できなかったのか。一括で発注した方が、発注者側から見た場合、諸経費などが安くなると思うが、あえて分割発注した理由如何。

(建設部)

この案件だけではないのですが、建築、電気、管、土木で工事を分離しており、工種によって金額の違いはあるが、1,500万円以上の建築工事の場合、分離して発注している。委員ご指摘のように一括発注できないわけではないが、その場合、建築工事の下請負にもなる。地域貢献というわけではないのですが、分離して発注している。

(委員長)

それでは、一定程度議論されたので、次の案件をお願いします。

(建設部)

北海道恵庭南高等学校大規模改造第2期電気設備工事です。工事の概要は、高等学校の大規模改造工事に係る内部改修、耐震補強に伴う電気工事で、電灯設備、受変電設備、拡声設備、火災報知設備、中央監視設備、構内の配電線路設備などの改修工事をおこなったものです。工期は平成20年6月19日から平成21年1月30日の7ヶ月です。

入札参加に必要な資格としては、石狩、後志支庁管内に主たる営業所を有する単体または経常建設共同企業体で電気のA等級であること。工事实績としては、過去10年間に国又は地方公共団体等が発注した工事を元請けで施工した経験を有すること。工事規模が2千万円以上の新築、改築又は改修工事に伴う電気設備工事としました。

入札資格審査については、7者から申請があり、全者に資格がありました。

入札の結果ですが、予定価格2,891万7,000円に対して、契約金額は2,835万円、98.03%の落札率となっております。

(委員長)

この案件について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

入札結果一覧表をみると、落札した業者以外は全て「入札書比較価格」を超えているが、他の業者は予定価格をオーバーしていると理解してよろしいか。

(建設部)

然り。

(委員)

こうしたケースは、よくあるのか。

(建設部)

これは事後公表の案件だが、年度内ではこうした例は無かったように記憶している。

(委員)

今回の3件の建築関係の抽出審議のうち2件が予定価格を事後公表した案件だったが、いずれも落札率が高くなっている。サンプルが少ないので一概には言えないと思うし、たまたま3件中の2件だったのかもしれないが、いずれにしても事後公表したものの落札率が高く出た。

ブラインドにして金額を入れてもらう事後公表制を否定する気はないが、今後、全体が事後公表になっていくので、こうした点もチェックしていく必要があると思います。

(委員長)

これで、建設部の審議案件は終了します。どうもありがとうございました。

(事務局)

それでは、企業局の案件をお願いします。

(委員長)

それでは、企業局所管工事の審議を始めます。説明をお願いします。

(企業局)

企業局の所管事業の概要と、企業局の契約に当たっての考え方について説明致します。

先ず、企業局の概要についてですが、北海道企業局は昭和39年4月に、当時の商工局、現在の経済部が所管していた道営の電気事業及び工業用水プロジェクトについて、効率化を図ることなどを目的として、地方公営企業法に基づいた新しい組織として発足したものです。

道営電気事業は、戦後間もない時期に、道内の大幅な電力不足を解消するという目的から、電源開発を進めることとしまして、昭和28年に第1号となる深川市にある雨竜川の鷹泊発電所の運転を開始し、その後、夕張川の二股発電所を皮切りに、川端、滝下、清水沢、滝の上、天塩川の岩尾内、ポンテシオと道内に8カ所の水力発電所を有し、北電に売電しています。それ以外に、留萌管内小平町に小平オンネ風力発電所があり、道立小平高等養護学校に供給するほか風力発電の研究などもしている。

本日の審議案件となっている、道営工業用水道事業は、産業立地、いわゆる工場誘致の条件整備の一番重要なものとして、工業用水を企業に供給しております。一番早いものは、昭和42年に室蘭地区工業用水道により鉄工所や石油精製施設に供給を開始して以来、苫小牧地区第一工業用水道、苫小牧地区第二工業用水道及び東部地区工業用水道、それから石狩湾新港地域工業用水道の4地区を経営して実施しております。

過去は、支笏湖畔の有料道路事業や工業団地開発事業なども経営しておりました。

次に、企業局の入札・契約事務の取扱についてですが、企業局は地方公営企業法に基づき電気事業、工業用水道事業を運営しており、それぞれ特別会計を設置しています。会計処理については、北海道企業局財務規程及び同運用方針で定めておりますが、財務事務の処理につきましては、必要に応じ一般会計の例によると定められておりますので、基本的には知事部局の一般会計の例によっています。

入札契約事務については、建設部の取り扱いに準拠して執行しています。企業局における工事、委託の入札事務の取扱いは、毎年度、局内で定めており、平成20年度からは、原則として全て一般競争入札によることとし、地域要件を設定する制限付一般競争入札により執行しています。地域要件の設定については、対象業者数が20者以上となるよう、工事施工場所を基本とし、近隣市町、支庁管内などに主たる営業所を有することとしています。類似工事の実績については、工事内容などを勘案し、各工事ごとに設定しています。

(企業局)

次に、抽出案件の工事概要についてですが、苫小牧地区第二工業用水道は苫小牧臨海工業地帯における工業用水の需要増に対処するため、昭和47年4月に着工、昭和54年3月完成し、その後給水区域に苫東地域を含め、苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道と

して、今日に至っております。

本工業用水道は、安平川河口から上流約8 kmの地点に設けた取水堰から取水し、浄水処理したのち、延長約35 kmの配水管によって石油関連、化学、紙パルプ、自動車関連の企業に工業用水を供給している事業です。

本配水事業については、平成20年度に新規受水企業が苦東地域へ立地することとなり、当該企業の立地箇所は既設配水管路の末端となる新たな場所であり、支線の給水量が満度となっていることから管を増径する改修を行うこととし、配水事業を実施することとなった。平成19年度に給水の申し込みがあり、急遽、測量、地質、実施設計を行って、平成20、21年度の2カ年で改修事業を行うこととしました。

給水開始が平成20年12月1日とされたことから、工期は5月から12月5日までの工期内施工ということで実施している。

4工区に分けたことについては、標準の歩掛を用いた標準工期で、受水期限までに工事を完了するため工事区間を区切り実施している。

工事の内容は、1本ルート of 既設の管から分水し、配水管を新たに増設する工事です。来年度の施工分もあるが、約4.5 kmの管布設工事となっている。

(委員長)

それでは、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

予定価格は事前公表した案件なのか。

(企業局)

然り。

(委員)

この4つの工区は、ほぼ同じ工事内容と考えて良いか。

(企業局)

然り。

(委員)

4つともきれいに落札者が違っているが、ほぼ同じ工事内容であれば、管布設のm当たりの工事単価もほぼ同じとなる筈である。そうであれば、一番低い単価で入札しようとしている1者が全ての工区を落札するように思うが、何故そうならなかったのか。

(企業局)

単価というと、例えば、この工事はダクタイル鋳鉄管という材料を使っており、それには価格があり、土工工事関係があり、設計の結果この工事価格になる。

(委員)

そういう技術的なことではなく、全体でメートル当たりの単価が出せるかどうか。出せるとするなら単価はいくらかということをお聞きしたい。

(企業局)

判りました。後で調べて、お知らせさせていただきます。

(委員)

工事が4つに分かれているが、どの辺に違いがあるのか。

(事務局)

同じ場所で、同じ管を埋める工事であり、工事全体で1 m管を埋設するための当たり単価はいくらかということだ。その単価に工事延長を掛けると全体の価格が出る。それが同じなら、落札業者が何故ばらけるのかということだ。

(企業局)

1工区と2工区は湿地帯であり、仮設工事で矢板の打ち込みなどがある。3工区、4工区は地質が良く、オープンカット（開削）で施工する。その違いはあるが、あとはほぼ同じです。従って、1工区と2工区がほぼ同じ、3工区と4工区がほぼ同じとなる。ただ、4工区は管径が小さい。

(委員)

今の説明のように、3工区と4工区が同じであれば、ほぼ同じような見積りで出てくるのではないかと。そうすると同じ業者が落札しても良いのではないかと考えられるが如何か。延長が判れば、m当たり単価が判る。

(委員)

工事延長は概要に記載されているので、割ればいいんじゃないでしょうか。

(委員)

了解。金額を概要の数量で割ればいいのですね。

(委員)

この契約はいずれも、3月28日に公告して、予定価格を概算額としてアバウトな数字で公表し、その1ヶ月後に確定額を公表している。その2週間後に入札を実施しているが、企業局ではこれが一般的な方法なのか。

(企業局)

この工事の場合、工期との関係で、設計図書を作成する前に早めに公告したものです。設計書作成後に予定価格（確定額）を公表したが、これは平易な工事の場合の特例であります。平成20年度は、この4件の工事以外は公告時に予定価格を公表しております。

(委員)

比較表では、4工区とも参加業者は11者で、3工区と4工区だけに参加している業者が1者、3工区、4工区に参加していない業者がそれぞれ1者ずつあるが、これは、参加業者数を11者と決めていたのではなく、結果としてそうなったということなのか。

(企業局)

然り。

(委員)

同じ日に4工区全て入札するという方式を採っているが、何としてでも工事を受注したくて入札金額を低めに入れて落札したいという業者が居たとすれば、2つ以上の工事を同時にとれてしまうというリスクを考えなかったのか。

道では今後、電子入札の導入を拡大するという計画をお持ちなのだから、全ての工事を同じ日に一括して入札するのではなく、例えば、1日おきに分けて入札を実施し、一つ確定してから次の工事の入札を行う方が競争性が高まる気がするが如何か。そうした入札のやり方は考えられないか。

(企業局)

この工事4件については、同じ日時で執行しましたが、今お話のあった1～3工区につ

いては、同じ日ではありますが、20分ほど時間をずらして入札を執行し、1工区を落札した業者は2工区、3工区には参加しないようにし、只今、委員からご提案頂いた、日をずらしての入札執行に近いイメージで入札を行いました。

(委員)

そうであるなら、何故、比較表にある1工区を落札した業者が2、3、4工区にも応札しているのか。

(企業局)

失礼しました。1工区～4工区は一斉に行いました。しかし、これ以降の分割した工事にあっては、1工区を落札した業者は、2工区、3工区には応札しないよう公告を行い、入札を執行しているということでもあります。

(企業局)

委員のご意見のとおり、試行錯誤もあるが、この工事以降は、今、説明したように色々工夫してやっております。

(委員)

順番に執行する方法に変えたのは、この工事の場合、同じ業者が全部落札するとまずい、業者の施工能力を上回るとか、そういう配慮があったということなのか。

(企業局)

工事の全体概要の中で説明したが、給水先の企業と水の使用開始日を決めており、工事延長も長いことから、工期の問題から、工事、通水試験を行って、(使用開始日までに)水を供給するため、工区割り(をして早く工事を完成させること)が必要であると判断して分割したものであります。

(委員)

今回の工事は、たまたま同じ業者が全て落札しても問題はなかったということか。

(企業局)

先ほど、委員から指摘があったが、今までは、そういう形でやっていたが、これ以降は、そういった問題が考えられるということで、4工区それぞれ(を別の業者によって)同時に工事が進められるように改善をしています。

(委員)

今までは、業者を順番に入札に参加させるようにはしていなかったということですね。

業者側から、一つの結果がわかってから、次の入札を行って欲しいといった要望はなかったのか。

(企業局)

特には聞いておりません。

(委員)

一度に(入札を執行する)というのは、止めていく方向なのか。

(企業局)

工区割りして同じ期間に完成させなければならないものについては、そういった条件を付けるやり方が主体になると思う。

(委員)

業者は積算内訳書を用意しなければならないが、それはどうしているのか。



(企業局)

内訳書はもらっている。

(委員)

今日は頑張ったけれども落札できなかったが、明日はもう少しコストダウンして入札しようという時は、積算内訳書を複数持っていないといけないのか。状況に応じて、入札金額を変えようと思っている業者は、複数の入札書と内訳書を用意して提出するというようなやり方になるのか。

(企業局)

然り。

(委員)

紙入札であれば(積算内訳書)を持って行かなければならないので難しいと思うが、電子入札なら1日ずらして入札を行うこともできる訳で、そうすれば業者にも少し考える時間が出来、企業にとっても良いような気がする。私の感想だが。

(委員)

入札参加要件として苫小牧市内に営業所があることを定めており、かなりエリアを限定しているように感ずる。今後、隣町くらいにまで広げる考えはないのか。

(企業局)

今回は、胆振、日高、それから石狩の方まで入れて、(石狩管内の業者は)苫小牧に営業所があることで設定しました。参加資格を有する業者は、石狩支庁管内の苫小牧営業所を設定した場合では11者、胆振支庁管内では19者、日高支庁管内では12者となっている。かつ、配水管の施工実績を条件としており、類似工事の施工実績として管径が(今回の工事に使用する管の)1/3以上、延長が(今回の工事量の)1/3以上とした。委員ご質問の苫小牧市内に営業所があることとしたのは、配水管布設工事は、地下埋設物が輻輳することがあり、仮設時に矢板を打つ場合に水道管があつたり、頭上の送電線などについての事故防止や緊急事態への対応などがあつた場合に、地元の苫小牧市内に営業所があればいつでも対応可能(となるから)である。

できるだけ地元の業者を踏まえながら、20者以上の応札可能者数を確保して、競争性の原理を働かせるようにするために、石狩支庁の業者を加えました。石狩管内を全てとしたら48者になるので、全部ではなく、苫小牧市内に営業所のある業者を加えたものであります。

(委員)

今回の「苫小牧市内に営業所」というような地域要件は、他の工事にも付けているのか。

(企業局)

地元業者を優先するかたちで、例えば、室蘭市内で行う工事に石狩管内の業者を加える場合は「室蘭市内に営業所」などの条件を付しています。

(委員)

本件の場合、隣町の市町界の近くに営業所がある場合であっても、入札に参加できないのか。

(委員)

然り。胆振、日高管内を地域要件にしていますが、競争性を拡大するため石狩管内を含

めています。何かあったときのことを考えると、（石狩管内の当該業者は）工事場所の市町村内に営業所があることが望ましいからです。

（委員長）

他に何かありませんか。

それでは、1工区から4工区までまとめた話になりましたので、これで企業局の案件は終了とします。企業局の方々ご苦労様でした。

本日の議題はこれで終了しました。

本日はお疲れ様でした。

（一同）

ありがとうございました。